

## 維持管理費には、どのような補助があるのかな？

『平成17年度実績より』

【収 入】		【単位 上段：千円 下段：％】					
項 目	全 体	単 独①	清 水②	小月野③	保 全④	管理体制⑤	
1 賦 課 金 等	82,777 54.8	57,086 100	12,566 20.0	2,148 20.0	567 15.0	10,410 62.5	
2 国 費 補 助 金	27,081 17.9		18,848 30.0	3,221 30.0	1,890 50.0	3,122 18.7	
3 県 費 補 助 金	32,310 21.4		25,131 40.0	4,295 40.0	1,323 35.0	1,561 9.4	
4 市 費 補 助 金	8,918 5.9		6,283 10.0	1,074 10.0	0.0	1,561 9.4	
計	151,086 100	57,086 100	62,828 100	10,738 100	3,780 100	16,654 100	

- ①の単独は、補助金がなく、全額農家負担の新庄土地改良区単独事業です。
- ②の清水と③の小月野は、基幹水利施設管理事業で、補助率は上記割合のとおりです。
- ④の保全は、国営造成施設保全対策事業で、補助率は上記のとおりです。
- ⑤の管理体制は、国営造成施設管理体制整備促進事業で、補助率は上記のとおりです。

## 維持管理費は、どのように使われているのかな？

【収 入】		【単位 上段：千円 下段：％】					
項 目	全 体	単 独①	清 水②	小月野③	保 全④	管理体制⑤	
1 電 力 料	59,589 39.4	10,821 19.0	38,089 60.6	6,089 56.7		4,590 27.5	
2 人 件 費	19,347 12.8	9,302 16.3	3,747 6.0	1,391 13.0		4,907 29.5	
3 整 備 補 修 費	25,668 17.0	7,562 13.2	13,278 21.1	1,048 9.7	3,780 100.0		
4 点 検 管 理 費	20,005 13.2	2,924 5.1	7,714 12.3	2,210 20.6		7,157 43.0	
5 各 地 区 交 付 金	10,248 6.8	10,248 18.0					
6 事 務 費 等	229 0.2	229 0.4					
7 積 立 金 へ の 繰 出 金	16,000 10.6	16,000 28.0					
計	151,086 100	57,086 100	62,828 100	10,738 100	3,780 100	16,654 100	

- 2の人件費は、維持管理担当職員の給与、臨時職員の賃金、配水責任者の手当等です。
- 3の整備補修費は、ポンプのオーバーホール等の用水施設の長寿命化を図るための整備修繕費です。
- 4の点検管理費は、用水施設の日常的な点検に係る管理費や消耗品費です。
- 5の各地区交付金は、各事業地区維持管理委員会への500円/10a×面積分の交付金です。
- 7の積立金への繰出金は、大規模な修繕に備えて積立しているもので、平成17年度決算で2億4千万円程の積立額となっております。

### ま と め

平成17年度の維持管理費は全体で、1億5千万円程であり、様々な補助事業の中で、国・山形県・新庄市より約半分の補助をいただき、管理しております。  
また、用途については、電力料が40%、整備補修や日常の点検管理が43%、各事業地区維持管理委員会への交付金が7%、積立金への繰出が10%となっております。

## ●●●● 賦課金納入のお願い ●●●●

賦課金は納期限内の納入をお願いします。(納期限 11月20日)  
平成18年度賦課金をまだ納めていただけていない方は、大至急納入してください。

賦課金の内訳は、以下のとおりとなっております。

- ① 経常賦課金：改良区の運営費（会議費・人件費・事務費・需用費・負担金等）
- ② 維持管理費：水利施設の管理費（補修費・点検整備費・電力料・人件費等）
- ③ 特別賦課金：事業地区償還金（農林漁業資金等借入分の償還金・各ほ場整備地区毎の維持管理費）

未納賦課金については、役職員一丸となって対策に取り組み、年々減少傾向にありますが、未だ一部の方々の未納が解消されない状況でございます。

尚、組合負担の公平性を保つため、現在、滞納処分（差押、公売）を行うことを検討しております。

また、どうしても納期限内までに一括納付ができない場合は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割納入等のご相談をさせていただきます。

何のご連絡もないままに未納されますと、税金同様、国税徴収報に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただくこととなりますので、必ずご連絡下さるようお願いいたします。

## このような時は 手続きをお忘れなく!!

農業委員会等の公共機関で手続きを行っても、土地改良区への届け出がなければ、土地原簿や組合員名簿等の台帳の修正、賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。

- ① 組合員資格等に変更があったとき・・・組合員資格得喪通知書を提出してください。  
☆農地の移動（売買、交換、賃貸借等） ☆組合員の住所変更  
☆組合員の名義変更（贈与、農業者年金受給、相続等）
- ② 農地を転用するとき・・・・・・・・・・地区除外申請書を提出してください。  
☆農地を宅地等へ転用 ☆道路等の公共用地の買収による転用  
上記の農地転用の場合は、決済金を納めていただきます。これは、地区除外で面積が減ることにより、残った農地に係る負担が大きくなるようにするため、翌年度以降の負担分を一括で納入していただくものです。
- ③ 土地改良施設を使用するとき・・・・・・・・他目的使用申請書を提出してください。  
☆農道・水路敷地等を農作業以外で使用 ☆水路への合併処理浄化槽の排水放流  
上記他目的使用は、5年間の許可期限となっております。5年間を経過した場合は、更新手続き（継続使用申請書の提出と5年分の使用料の納付）が必要です。
- ④ 賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定口座番号を変更したとき・・・・・・・・賦課金等口座振替依頼書を取扱金融機関又は改良区に提出してください。